

議案第42号

鳥取県基金条例の一部改正について

次のとおり鳥取県基金条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在

しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(設置)</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、同項に規定する特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるための基金として別表第1の1の項から<u>18の項</u>までの第2欄に掲げる目的に資するため同表の第1欄に掲げる基金を、同条第1項に規定する特定の目的のために定額の資金を運用するための基金として別表第2の1の項から3の項までの第2欄に掲げる目的に資するため同表の第1欄に掲げる基金をそれぞれ設置する。</p> <p>2及び3 略</p> <p><u>4 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第116条第1項の規定に基づき、別表第3の第2欄に掲げる目的</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、同項に規定する特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるための基金として別表第1の1の項から<u>17の項</u>までの第2欄に掲げる目的に資するため同表の第1欄に掲げる基金を、同条第1項に規定する特定の目的のために定額の資金を運用するための基金として別表第2の1の項から3の項までの第2欄に掲げる目的に資するため同表の第1欄に掲げる基金をそれぞれ設置する。</p> <p>2及び3 略</p>

に資するため、同表の第1欄に掲げる基金を設置する。

(処分)

第7条 基金は、別表第1の第5欄、別表第2の第5欄又は別表第3の第5欄に掲げる事由に該当する場合に限り、これを処分することができる。

別表第1 (第2条、第3条、第5条、第7条関係)

名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				
17 鳥取県障害者自立支援対策臨時特例基	障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に基づく制度の円滑な運営を図るこ	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	県又は市町村が行う次の事業のために必要な経費の財源に充てるとき。 (1) 障害者自立支援法の施行に伴う激変緩和措置とし

(処分)

第7条 基金は、別表第1の第5欄又は別表第3の第5欄に掲げる事由に該当する場合に限り、これを処分することができる。

別表第1 (第2条、第3条、第5条、第7条関係)

名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				
17 鳥取県障害者自立支援対策臨時特例基	障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に基づく制度の円滑な運営を図るこ	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	県又は市町村が行う次の事業のために必要な経費の財源に充てるとき。 (1) 障害者自立支援法の施行に伴う激変緩和措置とし

	金 と。			て同法による 障害福祉サー ビスを提供す る事業者に対 して行う事業 (2) 障害者自 立支援法によ る新しい事業 体系への移行 等のための緊 急的な経過措 置のための事 業 (3) その他障 害者自立支援 法の円滑な運 用を図るため に実施する緊 急的な事業		金 と。			て同法による 障害福祉サー ビスを提供す る事業者に対 して行う事業 (2) 障害者自 立支援法によ る新しい事業 体系への移行 等のための緊 急的な経過措 置のための事 業 (3) その他障 害者自立支援 法の円滑な運 用を図るため に実施する緊 急的な事業
18 鳥 取県 こど	未来を 担う子ど もの健や	一般会計 歳入歳出 予算に定	一般会計 歳入歳出 予算に計	当該基金の設 置目的を達成す るために必要な					

も未 来基 金	かな成長 に資する 施策のた め県に寄 附された 寄附金を、 当該施策 の実施に 要する経 費に充て ること。	める額	上して当 該基金に 積立て	次の経費の財源 に充てるとき。 (1) 子ども (おおむね18 歳以下の者を いう。以下同 じ。)の読書 環境の充実に 係る経費 (2) ジュニア スポーツ(子 どもが行うス ポーツをいう) の振興に係る 経費
---------------	---	-----	---------------------	---

--	--	--	--	--

別表第2 (第2条、第3条、第5条、第7条関係)

名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
1 鳥 取県 土地	公用又は公共用に供する	一般会計歳入歳出予算に計	一般会計歳入歳出予算に計	財政運営上特に必要があると認めるとき。

別表第2 (第2条、第3条、第5条関係)

名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理
1 鳥 取県 土地	公用又は公共用に供する	一般会計歳入歳出予算に計	一般会計歳入歳出予算に計上して整理

<p>開発基金</p>	<p>土地、公共の利益のために取得する必要がある土地等をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図ること。</p>	<p>上して当該基金に積立て</p>	<p>上して整理</p>		<p>開発基金</p>	<p>土地、公共の利益のために取得する必要がある土地等をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図ること。</p>	<p>上して当該基金に積立て</p>	
<p>2 鳥取県市町村資金貸付基金</p>	<p>次の経費を対象として、市町村に資金を貸し付けることにより、市町村財政の</p>	<p>一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て</p>	<p>一般会計歳入歳出予算に計上して整理</p>	<p>財政運営上特に必要があると認めるとき。</p>	<p>2 鳥取県市町村資金貸付基金</p>	<p>次の経費を対象として、市町村に資金を貸し付けることにより、市町村財政の</p>	<p>一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て</p>	<p>一般会計歳入歳出予算に計上して整理</p>

円滑な運営に資すること。

- (1) 地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項の規定に基づき市町村が負担する経費のうち道路事業に係る経費
- (2) その他知

円滑な運営に資すること。

- (1) 地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項の規定に基づき市町村が負担する経費のうち道路事業に係る経費
- (2) その他知

	事が資金の貸付けの必要があると認める経費			
3 鳥取県美術品取得基金	美術品を円滑かつ効率的に取得すること。	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	一般会計歳入歳出予算に計上して整理	財政運営上特に必要があると認めるとき。

別表第3（第2条、第3条、第5条、第7条関係）

名称	設置目的	積立て等	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				
2 鳥取県国民	国民健康保険事業の運営	一般会計歳入歳出予算に定	一般会計歳入歳出予算に計	当該基金の設置目的を達成するために必要な

	事が資金の貸付けの必要があると認める経費			
3 鳥取県美術品取得基金	美術品を円滑かつ効率的に取得すること。	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	一般会計歳入歳出予算に計上して整理	

別表第3（第2条、第3条、第5条、第7条関係）

名称	設置目的	積立て等	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				
2 鳥取県国民	国民健康保険事業の運営	一般会計歳入歳出予算に定	一般会計歳入歳出予算に計	当該基金の設置目的を達成するために必要な

<p>健康 保険 広域 化等 支援 基金</p>	<p>の広域化 又は国民 健康保険 の財政の <u>安定化</u>に 資する事 業に必要 な費用に 充てるこ と。</p>	<p>める額</p>	<p>上して当 該基金に 積立て</p>	<p>経費の財源に充 てるとき。</p>	<p>健康 保険 広域 化等 支援 基金</p>	<p>の広域化 又は国民 健康保険 の財政の <u>安定</u>に資 する事業 に必要な 費用に充 てること。</p>	<p>める額</p>	<p>上して当 該基金に 積立て</p>	<p>経費の財源に充 てるとき。</p>
<p>3 鳥 取県 後期 高齢 者医 療財 政安 定化 基金</p>	<p>後期高 齢者医 療の財 政の安 定化に 資する 事業に 必要 な費用 に充て ること。</p>	<p>(1) 高 齢者の 医療の 確保に 関する 法律第 116条 第5項 及び前 期高齢 者交付 金及び 後期高</p>	<p>一般会 計歳入 歳出予 算に計 上して 当該基 金に積 立て</p>	<p>当該基金の設 置目的を達成 するために必要 な経費の財源 に充てるとき。</p>					

齡者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条の規定に基づき、一般会計歳入歳出予算に定める額
(2) 前期高齢者交付金等及び後期高齢者

		医療の 国庫負 担金の 算定等 に関する政令 第19条 第1項 の条例 で定め る割合 は、1 万分の 9とす る。		

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。